

令和2年第1回
内灘町都市計画審議会議案書

令和2年2月19日(水) 午前9時30分

内灘町役場 4階 407会議室

内灘町都市計画審議会

目 次

1. 審議会議案	1
議案第1号	
金沢都市計画下水道の変更について（内灘町決定）	1
2. 内灘町都市計画審議会委員名簿	6
3. 内灘町都市計画審議会条例	7

金沢都市計画下水道の変更

金沢都市計画下水道（内灘町公共下水道）の「2排水区域」、「3下水管渠」及び「4その他の施設」を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

1 計画の名称 金沢都市計画下水道（内灘町公共下水道）

2 排水区域 総括図表示のとおり

(備考) 面積 汚水 489 ha
 雨水 470 ha
 雨水 499 ha

3 下水管渠

(1) 汚水

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
南部圧送幹線	内灘町字大根布8字	内灘町字大根布五丁目	L=約 1,180m
放流管渠	内灘町字大根布8字	内灘町字大根布8字	L=約 410m

(2) 雨水

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
大根布第一雨水幹線	内灘町字大根布にの部 内灘町字大根布ほの部	内灘町字大根布三丁目	L=約 190m
大根布第一雨水幹線	内灘町字向栗崎イの部	内灘町字向栗崎イの部	L=約 70m

4 その他の施設

(1) ポンプ場

内 訳	位 置	備 考
内 灘 ポ ン プ 場	内灘町字大根布五丁目	約 2,860m ²
内灘第二ポンプ場	内灘町字大根布りの部	約 490 m ²
向栗崎ポンプ場	内灘町字向栗崎をの部	約 1,770 m ²
大根布ポンプ場	内灘町字大根布にの部 内灘町字大根布ぬの部	約 230 m ²
大根布第一雨水幹線	内灘町字向栗崎イの部	約 370 m ²

(2) 処理場

内 訳	位 置	備 考
内灘町浄化センター	内灘町字大根布 8 字及び 大根布りの部	約64,270m ²

(3) 調整池

内 訳	位 置	備 考
大根布調整池	内灘町字大根布ぬの部	約14,320m ²

理由 1

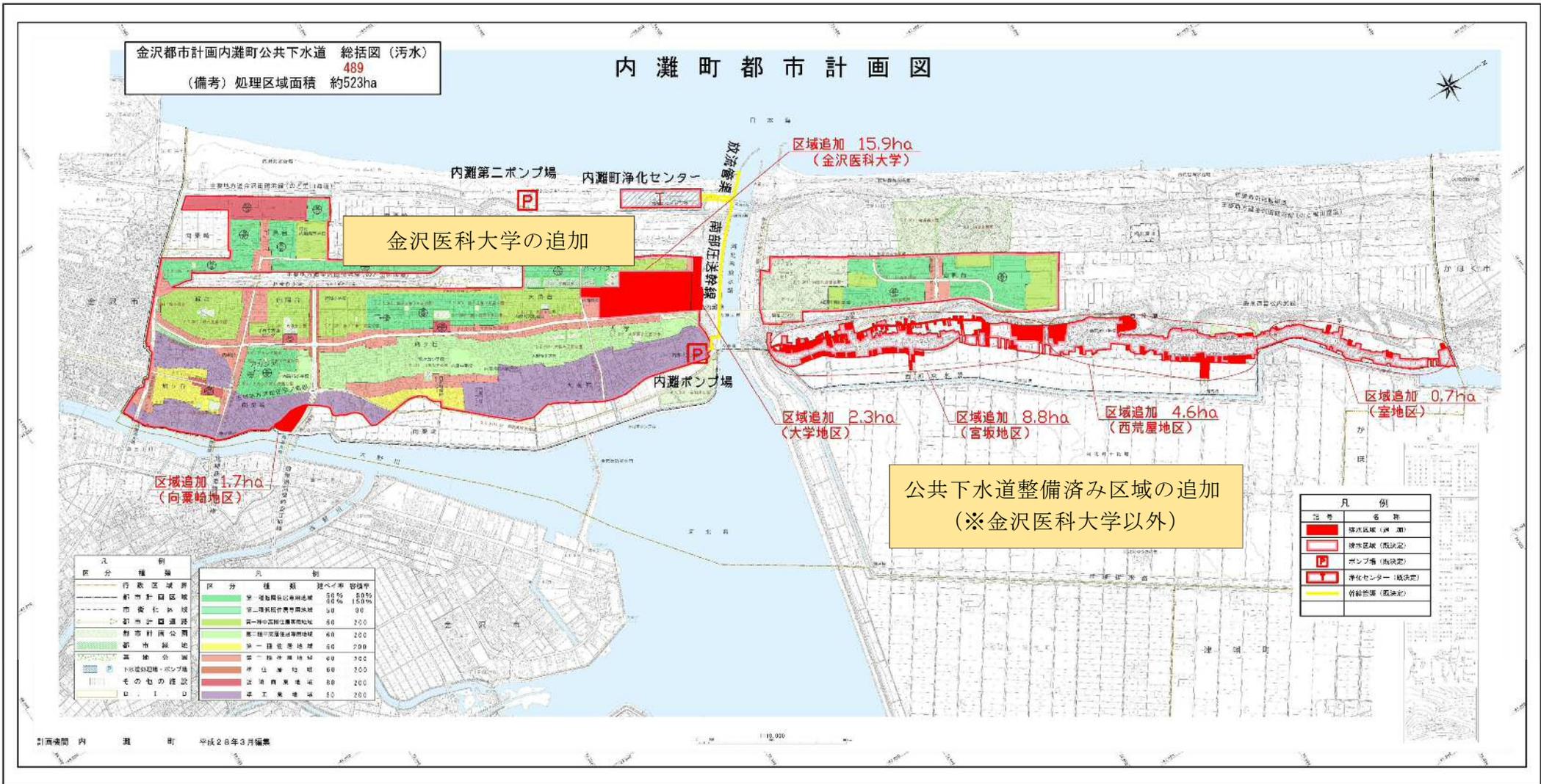
排水区域(汚水)は、効果的に公共用水域の保全を図るために、金沢医科大学(約 15.9ha)を追加する。

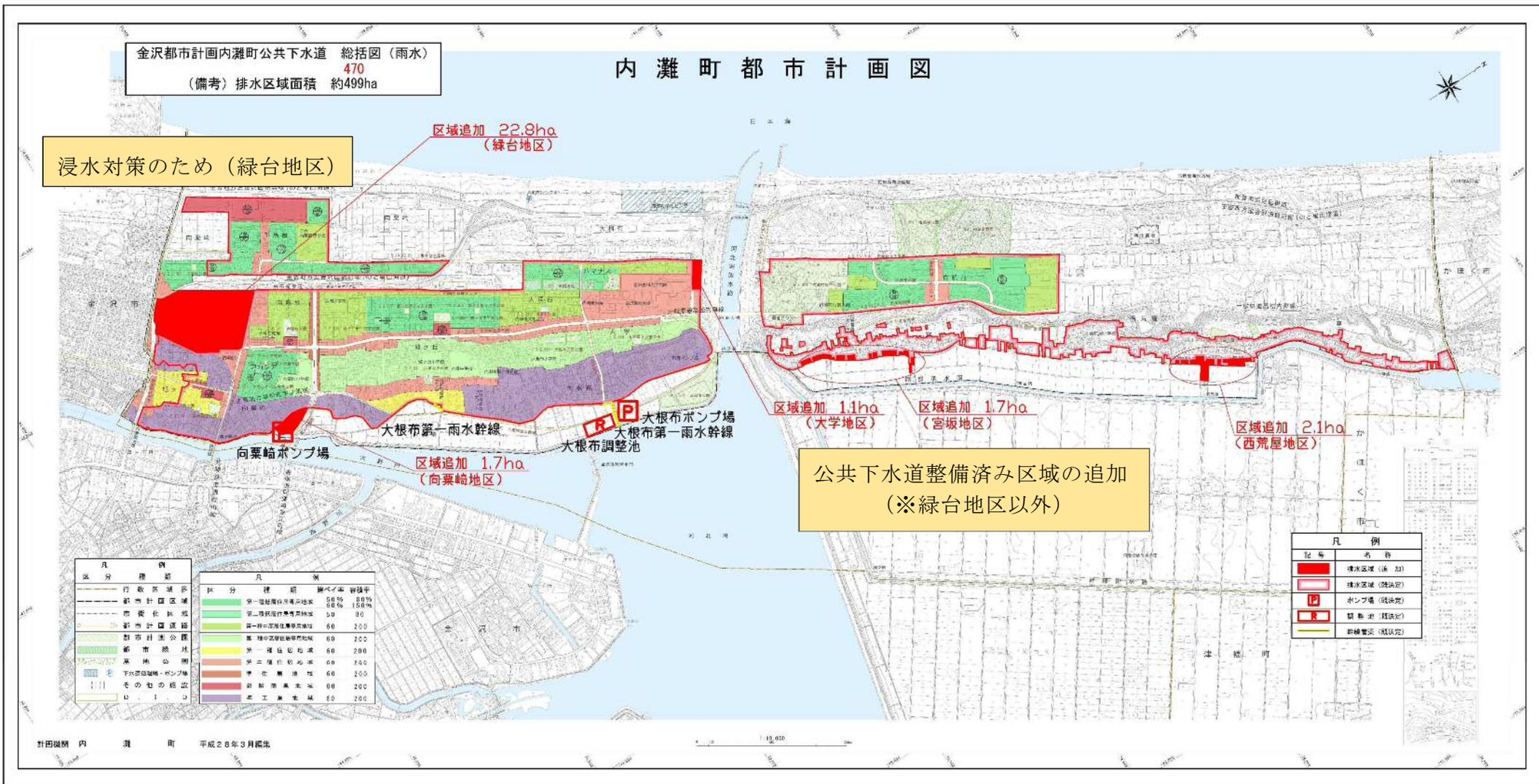
排水区域(雨水)は、浸水被害の対策を行うため、緑台地区(約 22.8ha)を追加する。

また、この変更併せ向栗崎・大学・宮坂・西荒屋・室地区の公共下水道整備済の排水区域約 18.1ha を汚水に、約 6.6ha を雨水にそれぞれ追加する。

理由 2

土地改良事業に伴う小字名の変更を反映するため、下水管渠の雨水については大根布第一雨水幹線を、その他の施設については大根布ポンプ場の小字名をそれぞれ現在の名称に変更する。





金沢都市計画下水道（内灘町公共下水道） 計画図（雨水）



内灘町都市計画審議会委員名簿

任 期 平成30年3月28日から令和2年3月27日

区 分	氏 名	備 考	
1号委員 《学識経験者》	高 山 純 一	金沢大学 教授	会長
	熊 澤 栄 二	石川工業高等専門学校 建築学科 教授	職務代理
	坂 本 英 之	金沢美術工芸大学 教授	
2号委員 《町議会議員》	恩 道 正 博	内灘町議会議員	議会運営委員会委員長
	七 田 満 男	内灘町議会議員	総務産業建設常任委員長
	清 水 文 雄	内灘町議会議員	文教福祉常任委員長
3号委員 《関係行政機関職員》	吉 本 一 也	石川県県央土木総合事務所 津幡土木事務所長	
4号委員 《 町 民 》	中 谷 勇	内灘町町会区長会	
	浅 田 裕	公募委員	

○内灘町都市計画審議会条例

平成十二年三月十七日
条例第五号

(設置)

第一条 本町は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七条の二第一項の規定に基づき、内灘町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- 一 学識経験を有する者 三人以内
- 二 内灘町議会議員 四人以内
- 三 関係行政機関の職員 一人以内
- 四 町民 二人以内

3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、[第二条第二項第一号](#)に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 [この条例](#)に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

[この条例](#)は、平成十二年四月一日から施行する。